

○火薬類の取締りに関する事務取扱い要綱の制定について (例規通達)

昭和 45 年 12 月 23 日

群本例規第 58 号 (防) 警察本部長

[沿革]

昭和 57 年 8 月群本例規第 16 号 (保)、61 年 3 月第 7 号 (務)、平成 4 年 6 月第 18 号 (務)、10 年 2 月第 4 号 (務)、11 年 3 月第 7 号 (務)、13 年 3 月第 5 号 (務)、16 年 3 月第 12 号 (務)、22 年 3 月第 6 号 (務)、23 年 2 月第 5 号 (総企) 改正

(概要)

この規定は、火薬類の取締りに関する

- 留意事項
- 運搬上の基準
- 立入検査
- 意見聴取及び措置要領
- 通報の受理
- 災害事故等の届出
- 譲渡、譲り受け又は消費許可

等について、必要な事項を定めたものである。